



広島県報

号 外
第 140 号

発行者 広 島 県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目 次

規則	広島県行政組織規則等の一部を改正する規則 (原法規登載)……………(障害者支援室)……………一
訓 令	広島県決裁規程の一部を改正する訓令 (原法規登載)……………(行政管理室)……………一〇

公布された規則のあらまし

一 広島県行政組織規則等の一部を改正する規則(規則第七十号)(障害者支援室)改正の要旨

障害者自立支援法の一部の施行に伴い、次のとおり関係規則の規定を整理するとともに、知的障害者福祉法施行細則を廃止した。

規 則 名	内 容
広島県行政組織規則	精神障害者に対する自立支援医療に係る支給認定を県立総合精神保健福祉センターで行うこととするなど分掌事務についての整理
広島県地方機関の長に対する事務委任規則	新設された事務を地方機関の長に委任する事務に追加するなど関係規定の整理

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準における引用条項の整理
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則	障害者に係る福祉サービスの一元化等に伴う関係様式の整理
未熟児養育医療費用徴収規則	未熟児養育医療費用の徴収の規定における引用条項の整理
身体障害者福祉法施行細則	身体障害者更生施設の障害者支援施設への移行等に伴う関係規定の整理
広島県看護師等修学資金貸付規則	修学資金借受者の資格に係る規定における引用条項の整理
広島県保育士修学資金貸付規則	児童福祉施設等の定義規定における引用条項等の整理
児童福祉法施行細則	障害児施設給付費の支給に係る手続を定めるなど関係規定の整理
障害者自立支援法施行細則	指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る手続を定めるなど関係規定の整理
広島県福祉のまちづくり条例施行規則	障害者に係る施設体系の再編に伴う用語の整理

二 施行期日

平成十八年十月一日。ただし、障害者自立支援法施行細則の改正のうち別記様式第八号及び別記様式第十四号の改正規定は、平成十八年十一月一日

規 則

広島県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年九月二十九日

広島県規則第七十号

広島県行政組織規則等の一部を改正する規則

(広島県行政組織規則の一部改正)

第一条 広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項第七号並びに第六十条広島県広島こども家庭センターの部相談援助課

広島県知事 藤 田 雄 山

の項第七号、広島県福山こども家庭センターの部相談援助課の項第七号及び広島県備北こども家庭センターの部相談援助課の項第八号中「障害者自立支援法附則第二十四条の規定により同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に行うことができる附則第二十六条の規定による改正後の」を削る。

第三百三十九条第四号中「通院医療費公費負担申請及び」を削り、同条第七号を同条第九号とし、同号の前に次の二号を加える。

七 障害者自立支援法に基づく自立支援医療（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する医療に限る。）に係る支給認定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

八 障害者自立支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。

第四百四十一条総務企画課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号の前に次の一号を加える。

九 障害者自立支援法に基づく自立支援医療（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する医療に限る。）に関すること。

第四百四十一条地域支援課の項に次の一号を加える。

七 障害者自立支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。

第四百四十三条第六号中「障害者自立支援法附則第二十四条の規定により同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に行うことができる」を「障害者自立支援法による」に改め、同条第七号中「補装具」を「障害者自立支援法に規定する補装具」に改める。

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

第二条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第五号(五)中「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改め、同項第七号中(三)から(六)までを削り、同項第十号(一)中「障害福祉サービス事業」の下に、「相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを運営する事業及び福祉ホームを運営する事業」を加え、「第五条」を「障害福祉サービス事業は、第五条第一項」に改め、「居宅介護」の下に、「重度訪問介護」を加え、「及び共同生活援助並びに附則第八条第一項に規定する外出介護及び障害者「イサービス」を」を「重度障害者等包括支援、共同生活介護及び共同生活援助」に改め、同号(二)及び(三)中「障害福祉サービス事業」の下に、「相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを運営する事業及び福祉ホームを運営する事業」を加え、同号(四)中「を行う者」を「相談支援事業及び移動支援事業を行う者並びに地域活動支援センター及び福祉ホームの設置者」に改め、同号(五)中「障害

者福祉サービス事業」の下に、「相談支援事業及び移動支援事業」を加え、同号(六)中「障害福祉サービス事業を行う者」の下に「並びに地域活動支援センター及び福祉ホームの設置者」を加え、同号(七)及び(八)を削り、同項第十五号(七)から(九)まで及び(十)中「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に改め、同項第四十二号中「第七号(六)」を削る。

第九条第六十四号(三)中「第三十三条第四項」を「第三十三条第七項」に改め、同号(三)中「第三十三条の四第二項」を「第三十三条の四第五項」に改め、同条第六十五号の二を削り、同条第七十号(一)中「第二十一条の九第二項」を「第二十条第二項」に改め、同条第七十二号の次に次の一号を加える。

七十二の二 障害者自立支援法施行令に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
 (一) 第三十二条第一項の規定による自立支援医療費の支給認定に係る申請内容の変更の届出の受付(障害者自立支援法施行令第一条第一号で定める医療に係るものに限る。(二)において同じ。)

(二) 第三十三条第一項の規定による自立支援医療受給者証の再交付
 第十二条第一号中(六)を(五)とし、(五)を(六)とし、(六)を(七)とし、(七)を(八)とし、(八)を(九)とし、(九)を(十)とし、(十)を(十一)とし、(十一)の前に次のように加える。

(五) 第五十七条の三の規定による報告等の命令及び質問
 (六) 第五十七条の四の規定による官公署に対する文書の閲覧若しくは資料の提供の要求又は銀行等若しくは関係人に対する報告の要求

第十二条第一号中(四)を(三)とし、(三)を(四)とし、(四)を(五)とし、(五)を(六)とし、(六)を(七)とし、(七)を(八)とし、(八)を(九)とし、(九)を(十)とし、(十)を(十一)とし、(十一)を(十二)とし、(十二)の前に次のように加える。

- (一) 第二十四条の三第二項の規定による障害児施設給付費の支給の要否の決定
- (二) 第二十四条の三第六項の規定による施設受給者証の交付
- (三) 第二十四条の四第一項の規定による施設給付決定の取消し
- (四) 第二十四条の四第二項の規定による施設受給者証の返還要求
- (五) 第二十四条の五の規定による負担の減免
- (六) 第二十四条の七第一項の規定による特定入所障害児食費等給付費の支給の決定
- (七) 第二十四条の十九第一項の規定による指定障害児施設等に関する情報提供並びに当該施設等の利用に関する相談及び助言
- (八) 第二十四条の十九第二項の規定による指定障害児施設等の利用に係るあつせん、調整又は要請

第十二条第一号に次のように加える。

(七) 第六十三条の三の二第一項の規定による障害児施設給付費等の支給の延長の決定

(未熟児養育医療費用徴収規則の一部改正)
 第五条 未熟児養育医療費用徴収規則(昭和三十四年広島県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二十一条の九」を「第二十条」に改める。
 (身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第六条 身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年広島県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条から第十七条までを次のように改める。

第十二条から第十七条まで 削除

第十八条の見出しを「(身体障害者生活訓練等事業等の開始等の届出)」に改める。

第二十条を削り、第二十一条を第二十条とす。

別記様式第十号から別記様式第十七号までを次のように改める。

様式第十号から様式第十七号まで 削除

別記様式第十八号()中「身体障害者相談支援事業等 開始 変更」を
 「身体障害者生活訓練等事業等 開始 変更」に改める。

「1 上記のとおり身体障害者相談支援事業等を開始しますので、身体障害者福祉法第26条第1項の規定により届け出ます。」

「1 上記のとおり身体障害者生活訓練等事業等を開始しますので、身体障害者福祉法第26条第1項の規定により届け出ます。」

()中「身体障害者相談支援事業等開始・変更届出書記入要領」を
 「身体障害者生活訓練等事業等開始・変更届出書記入要領」に改める。

「身体障害者生活訓練等事業等開始・変更届出書記入要領」

「3 複数の種類の身体障害者相談支援事業等を開始する際には、届出書はそれぞれの種類ごとに作成すること。」

「3 複数の種類の身体障害者生活訓練等事業等を開始する際には、届出書はそれぞれの種類ごとに作成すること。」

「10 開始の届出をする際には、この届出書に身体障害者福祉法施行規則第20条の2第2項に掲げる書類を添付すること。」

「10 開始の届出をする際には、この届出書に身体障害者福祉法施行規則第13条第2項に掲げる書類を添付すること。」

別記様式第十号()中「身体障害者相談支援事業等 廃止 休止」を
 「身体障害者相談支援事業等 廃止 休止」に改める。

「身体障害者生活訓練等事業等 廃止 休止」
 「身体障害者生活訓練等事業等 廃止 休止」
 「身体障害者生活訓練等事業等 廃止 休止」
 「身体障害者生活訓練等事業等 廃止 休止」

(別紙)

身体障害者生活訓練等事業等廃止・休止届出書記入要領

2面

- 1 標題の届出名のうち、廃止・休止いずれか該当する事項に○をすること。
- 2 複效の種類別の身体障害者生活訓練等事業等を廃止又は休止する際には、届出書はそれぞれの種類ごとに作成すること。

別記様式第二十一号から別記様式第二十三号までを削る。

(広島県看護師等修学資金貸付規則の一部改正)

第七条 広島県看護師等修学資金貸付規則(昭和三十七年広島県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ(3)中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同号イ(4)中「第二十七条第二項」を「第七条第六項」に改める。

(広島県保育士修学資金貸付規則の一部改正)

第八条 広島県保育士修学資金貸付規則(昭和三十八年広島県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同項第二号中「第十七条」を「第十二条の四」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設

第二条第一項第六号及び第七号中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同項第八号中「第二十七条第二項」を「第七条第六項」に改める。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第九条 児童福祉法施行細則(昭和四十二年広島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の七条を加える。

(障害児施設給付費等の支給の申請)

第五条の二 法第二十四条の三第一項の規定による申請及び法第二十四条の七第一項の規定による特定入所障害児食費等給付費の支給の申請は、別記様式第六号の二による申請書によつて行うものとする。

(施設受給者証)

第五条の三 法第二十四条の三第六項に規定する施設受給者証は、別記様式第六号の三によるものとする。

(障害児施設給付費に係る申請内容の変更の届出)

第五条の四 省令第二十五条の七第七項に規定する届出書は、別記様式第六号の四によるものとする。

2 前項の届出書は、変更のあつた日から起算して十四日以内に提出しなければならない。

(高額障害児施設給付費の支給の申請)

第五条の五 省令第二十五条の十七第一項に規定する申請書は、別記様式第六号の五によるものとする。

(指定知的障害児施設等の指定申請等)

(要)

申請する減免の種類

I 負担上限額に関する認定
次の区分の適用を申請します。
(該当するものに○をつけてください。いずれにも該当しない場合は空欄にしてください。)

- 生活保護受給世帯
- 市町民税非課税世帯に属する者であつて、合計所得金額及び障害基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの
- 市町民税非課税世帯に属する者であつて、2以外のもの

II 個別減免に関する認定(※2)
次のいずれにも該当するため、個別減免を申請します。

施設を利用する者が20歳以上の場合)
1 施設入所者であること
2 市町民税非課税世帯に属する者であること
3 一定の資産を有していないこと
ア 預貯金等の額が350万円以下であること
イ 不動産を所有していないこと(租税等が現に居住する不動産を除く)

施設を利用する児童(者)が20歳未満の場合)
1 医療型施設入所者であること

III 特定入所障害児食費等給付費(補足給付)に関する認定(医療型施設は除く。)(※3)
次のいずれにも該当するため、特定入所障害児食費等給付費を申請します。

(施設を利用する者が20歳以上の場合)
1 福祉型施設(※4)入所者であること(年齢 歳)
2 市町民税非課税世帯に属する者であること

(施設を利用する児童(者)が20歳未満の場合)
1 福祉型施設(※4)入所者であること

IV 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、特別補足給付)に関する認定(※5)
生活保護への移行予防措置 定率負担減免措置 特別補足給付 を申請します。

- ※1 「医療型施設」とは、第1種自閉症児施設、肢体不自由児施設(入所部・通所部)、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設及び指定医療機関(肢体不自由児・重症心身障害児)のことです。
- ※2 「個別減免」とは、入所施設を利用する児童(者)を対象とした利用者負担の軽減制度で、福祉型施設の場合は福祉サービス費の1割負担分について、医療型施設の場合は福祉サービス費、医療費及び食費等負担分について利用者負担が軽減されます。
- ※3 (特定入所障害児食費等給付費(補足給付))とは、福祉型の入所施設について行われる利用者負担を軽減する制度で、実費負担となる食費、光熱水費部分について利用者負担が軽減されます。
- ※4 福祉型の入所施設(知的障害児施設、第2種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設及び肢体不自由児療護施設)が対象となります。
- ※5 障害児施設を利用する場合、利用者負担を支払うと生活保護の適用対象になるが利用者負担が軽減されると生活保護の適用対象外になる場合があるため、福祉サービス費や食費等実費負担の軽減措置が講じられます。また、手続には福祉事務所発行する「境界層対象者証明書」が必要になります。

注 1 「申請者」は支給決定を受ける人(18歳以上の場合は障害者本人、18歳未満の場合は障害児の保護者)とすること。
2 減免の大きさは、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

申請書提出者 申請者本人 申請者本人以外(下の欄に記入してください。)

フリガナ

氏名 申請者 申請者の関係

住所 〒 申請者 申請者の関係

電話番号

様式第6号の3(第5条の3関係)

(一)

児童施設受給者証

受給者証番号

施設給付決定保護者

居住地

フリガナ

氏名

生年月日

フリガナ

氏名

生年月日

利用児(者)

氏名

生年月日

交付年月日

支給都道府県及び支給決定機関の名称及び印

(二)

施設支給決定の内容

施設支援の種類及び内容

給付決定期間

特定入所児童食費等給付費(補足給付)の支給内容

支給額 円(日額)

適用期間 から

利用者負担に関する事項

利用者負担割合(原則) 1割 利用者負担上限月額 円

適用期間 から

社会福祉法人等による軽減措置の適用

軽減適用期間 から

特記事項

(三)

指定児童施設等の記入欄

指定児童施設等の名称	入所日・退所日	施設種別印
	入所日 平成 年 月 日 退所日 平成 年 月 日	
	入所日 平成 年 月 日 退所日 平成 年 月 日	
	入所日 平成 年 月 日 退所日 平成 年 月 日	
	入所日 平成 年 月 日 退所日 平成 年 月 日	

(子備欄)

(四)

- 注意事項欄
- この施設・児童福祉施設第5条第6項の規定による「施設受給者証」は、児童福祉施設長(児童福祉施設長)の署名捺印を必要とし、台紙をよこ向きで大切に保管してください。
 - 指定施設の変更を受けようとするときは、必ずこの証を指定施設に提出してください。
 - 指定施設の変更を受けようとするときは、指定施設長に申し渡す費用(食費、光熱水費等)を毎月1割ずつ、ただし、この証の二面の利用者負担上限月額に超過された金額が1割ずつの上限になります(個別減免等の認定を受けた場合には免額の額が控除されます)。
 - また、特定入所障害児食費等給付費(食費及び居住に要する費用)については、(特定入所児童食費等給付費(補足給付)の支給内容)欄に記載された金額を1割ずつの上限として支給します。
 - 利用者負担上限額及び特定入所障害児食費等給付費については、毎年施設長が利用者負担の額に改定を行いますので、所定の時期に、この証と認定決定書(児童福祉施設長)を提出してください。
 - 毎月施設長に提出した金額は、毎月児童福祉施設長に受けとめられ、毎月施設長の印と署名を添付して、毎月児童福祉施設長に提出してください。
 - この証の二面の児童福祉施設長に提出したときは、14日以内に、この証を返すこと。この証を返すときは、居住地を他の都道府県・県庁市・児童福祉施設市(以下この証を「児童福祉施設市」という)の児童福祉施設に移すこと。この証を返すときは、居住地を他の都道府県・県庁市・児童福祉施設市(以下この証を「児童福祉施設市」という)の児童福祉施設に移すこと。この証を返すときは、居住地を他の都道府県・県庁市・児童福祉施設市(以下この証を「児童福祉施設市」という)の児童福祉施設に移すこと。
 - この証を破損し、汚し、又は紛失したときは、速やかにこの証を交付したことも家庭センターに届け出て、再交付を受けたいときは速やかにこの証を返すこと。また、再交付を受けた後、紛失したときは速やかにこの証を返すこと。また、再交付を受けたときは、速やかにこの証を返すこと。
 - 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証をこども家庭センターに返してください。
 - 不正にこの証を利用した場合は、関係法令により罰則が課せられることがあります。
 - この証の「施設受給者証」欄に記載されていない指定施設支給については、児童福祉施設長発行の支給は受けられません。

様式第6号の4(第5条の4関係)

(障害児施設給付費・特定入所障害児食費等給付費)支給変更届出書兼
利用者負担額減額・免除等変更届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

次のおり変更しましたので届け出ます。

フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	⑩	生年月日	昭和 大正 昭和 平成	年 月 日	
居住地	〒	電話番号	生年月日	昭和 平成	年 月 日
フリガナ		電話番号	続 柄		
届出に係る 障害児氏名					

届出に係る事項(該当するものに○をする。)

1 氏名 2 居住地 3 連絡先

施設給付決定に保連者等に関する事項(該当するものに○をする。)

施設給付決定に係る児童に関する事項(該当するものに○をする。)

1 氏名 2 保連者との続柄

負担上限月額等の算定に必要な事項

その他

変更前

変更後

変更内容

注 1 児童施設受給者証及び変更事項を証明する書類を添付して提出すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

届出書提出者	<input type="checkbox"/> 届出者本人	<input type="checkbox"/> 届出者本人以外(下の欄に記入してください)
フリガナ		
氏名	⑩	申請者との関係
住所	〒	電話番号

様式第6号の5(第5条の5関係)

高額障害児施設給付費支給申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

次のおり関係書類を添えて高額障害児施設給付費の支給を申請します。

フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
申請者氏名	⑩	生年月日	昭和 大正 昭和 平成	年 月 日	
居住地	〒	電話番号	生年月日	昭和 平成	年 月 日
フリガナ		電話番号	続 柄		
支給決定に係る 障害児氏名					
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額		申請に係る サービス 又利用月			
氏名	生年月日	① 障害者自立支援法	② 児童福祉法	③ 介護保険法	
同一世帯に属する他の 支給決定障害者等		制度(①~③)	受給者証番号又は被保険者証番号		

注 1 支払額を証する領収書を添付すること。
2 世帯範囲の特例の適用を受けている場合は、その世帯範囲で申請すること。
3 申請者と同一世帯に属する他の支給決定障害者等全員の申請書を併せて提出すること。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

高額障害児施設給付費等を次の口座に振り込んでください。

銀行	本店	口座番号
信用金庫	支店	
信用組合	出張所	
金融機関コード	店舗コード	
口座振替依頼書		
フリガナ		
口座名義人		

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人	<input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入してください)
フリガナ		
氏名	⑩	申請者との関係
住所	〒	電話番号

様式第6号の6(第5条の6関係)

知的障害児施設等指定(更新)申請書

広島県知事様

平成 年 月 日

申請者所在地
(設置者)名称
代表者

㊟

第24条の9第1項の規定による知的障害児施設等の指定を受けたので、児童福祉法第24条の10第1項の規定による知的障害児施設等の指定の更新を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

フリガナ	(ー) 郡・市
名称	
主たる事務所の所在地	(ー) 郡・市
申請者(設置者)	
法人の種類	法人所轄庁
連絡先	電話番号 FAX番号
代表者の職・氏名	
代表者の住所	(ー) 郡・市
フリガナ	
名称	(ー) 郡・市
施設の所在地	広島県 郡・市
支援の種類	指定(更新)申請する施設の事業開始予定年月日
同一施設内において行う事業等の種類	事業所番号
備考	

注 1 「法人の種類」欄には、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、株式会社、有限会社等の別を記入すること。
 2 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入すること。
 3 「同一施設内において行う事業等の種類」欄には、既に指定を受けている事業があればその種類を記入すること。
 4 「事業所番号」欄には、広島県内(広島市を除く。)において既に事業所としての指定を受け、番号が付されている場合に、その事業所番号を記入すること。複数の番号を有する場合には様式を補正し、そのすべてを記入すること。
 5 不要の文字は、消すこと。
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第6号の7(第5条の7関係)

知的障害児施設等指定変更届出書

広島県知事様

平成 年 月 日

申請者所在地
(設置者)名称
代表者

㊟

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので、届け出ます。

指定内容を変更した施設	変更のあった事項		変更の内容
	名称	支援の種類	
1 施設の種類			(変更前)
2 施設の所在地			
3 申請者(設置者)の名称及び主たる事務所の所在地			
4 代表者の氏名及び住所			(変更後)
5 定款・寄附行為及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)			
6 医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であることを証する書類			
7 建物の構造概要及び平面図並びに施設の概要			
8 施設管理者の氏名、経歴及び住所			
9 運営規程			
10 障害児施設給付費及び障害児施設給付費(障害児施設医療を提供する場合に限る。)の請求に関する事項			
11 併設施設における利用定員数又は当該施設の入所児童(者)の定員			
12 協力医療機関の名称及び診療科目並びに当該協力医療機関との契約内容			
13 当該申請に係る支援の開始予定年月日			
14 併設する施設がある場合の施設の概要			
	変更年月日		平成 年 月 日

注 1 該項目番号を○で囲むこと。
 2 変更内容がわかる書類を添付すること。
 3 変更の日から10日以内に届け出ること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第6号の8（第5条の8関係）

知的障害児施設等指定辞退届出書

広島県知事様

平成 年 月 日

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

印

次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

指定を辞退する施設	名称	
	所在地	
指定を受けた年月日	支援の種類	
	年月日	平成 年 月 日
指定を辞退する年月日	年月日	平成 年 月 日
指定を辞退する理由		
現に施設に入所（通所）している児童（者）に対する措置		

- 注 1 指定を辞退する3月前までに届け出ること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第九号の四(画)中「障害児相談支援事業等 開始変更」を
 「児童自立生活援助事業 開始変更」に
 「1 上記のとおり障害児相談支援事業等を開始しますので、児童福祉法第」を
 「1 上記のとおり児童自立生活援助事業を開始しますので、児童福祉法第」に
 同様式(画)を次のように改める。

(別紙)

児童自立生活援助事業廃止・休止届出書記入要領

標題の届出名のうち、廃止・休止いずれか該当する事項に○をすること。

(2面)

(障害者自立支援法施行細則の一部改正)

第十条 障害者自立支援法施行細則（平成十八年広島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第五十八号。以下「基準省令」という。）を削る。

第二条の見出しを「〔指定障害福祉サービス事業者等の指定等の申請〕」に改め、同条中「第三十六条第一項」の下に「〔法第四十条において準用する場合を含む。〕及び法第三十八条第一項」を、「規定による申請」の下に「並びに法第四十一条第一項の規定による指定の更新の申請」を加え、「指定申請書」を「指定（更新）申請書」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第三十七条第一項及び法第三十九条第一項の規定による指定の変更の申請は、別記様式第一号の二による指定変更申請書により行うものとする。

第三条の見出しを「〔指定障害福祉サービス事業者等の変更等の届出〕」に改め、同条中「第四十六条第一項」を「第四十六条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定障害者支援施設の指定辞退の申出）

第三条の二 法第四十七条の規定による指定の辞退は、別記様式第三号の二による辞退届出書により行うものとする。

第四条の見出しを「〔指定障害福祉サービス事業者等の公示〕」に改め、同条第一号中「指定障害福祉サービス事業者」の下に「、指定障害者支援施設の設置者又は指定相談支援事業者」を加え、同条第二号中「廃止」の下に「、指定の辞退」を、「事業所」の下に「又は施設」を加える。

第十一条の見出しを「〔障害福祉サービス事業等の開始等の届出〕」に改める。
別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第一号の次に次の様式を加える。
様式第一号の2 (第2条関係)

※受付番号 (1面)

指定障害福祉サービス事業者 指定変更申請書
指定障害者支援施設

平成 年 月 日

広島県知事様

所在地
申請者 名称
(設置者) 代表者氏名

㊟

障害者自立支援法に規定する事業者 (施設) の指定に係る事項を変更したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

フリガナ			フリガナ		
名称	(ー)		名称	(ー)	
主たる事務所の所在地			主たる事務所の所在地		
連絡先	電話番号	FAX番号	法人所轄庁	フリガナ	氏名
法人である場合その種別					
代表者の職・氏名	職名		フリガナ	氏名	
代表者の住所	(ー)				
フリガナ			フリガナ		
名称			名称		
所在地	(ー)		所在地	(ー)	
変更の申請に係る事業所 (施設)	変更する事業の種類	変更する事項	変更予定年月日	事業所番号 (10桁)	
同一所在地において行う事業等の種類					
指定障害福祉サービス事業	生活介護	障害福祉サービスの量			
	就労継続支援B型	施設障害福祉サービスの種類			
指定障害者支援施設		入所定員			

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
2 申請書の記入については、2面によること。

指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設指定変更申請書記入要領

- 1 ※印のある「受付番号」欄は、記入しないこと。
- 2 「法人である場合その種別」欄は、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、株式会社等の別を記入すること。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入すること。
- 4 「変更の申請に係る事業所 (施設)」欄のうち「名称」欄は、変更の申請をする事業所 (施設) の名称のうち、主たるものを1つ選んで記入すること。
- 5 「変更の申請に係る事業所 (施設)」欄のうち「変更する事項」欄は、今回変更の申請をする事項に○を付けること。
- 6 不用の文字は消すこと。

(2面)

様式第20号(第11条関係)

障害福祉サービス事業等 開始 届出書

(1面)

開始・変更しようとする事業の内容	事業を行う事業所	名称	
	サービス等の種類	所在地	
提供する便宜等の内容	氏名(名称)	住所	
	住居(事務所の所在地)	氏名	
基本約款	別添1		
事業の運営の方針	別添2		
職員の職種	職務の内容	職員の定数	
		人	
		人	
		人	
		人	
		人	
		人	
		合計	
主な職員の氏名			
主な職員の経歴			
事業を行うおとす区域			
事業の用に供する施設	名称		
	所在地		
事業開始の予定年月日	平成	年	月
1 上記のとおり障害福祉サービス事業等を開始しますので、障害者自立支援法第79条第2項の規定により届け出ます。			
2 上記のとおり障害者自立支援法第79条第2項の規定により届け出た事項を変更しましたので、同条第3項の規定により届け出ます。			
平成	年	月	日
事業経営者	住所		
	(所在地)		
	氏名		
	(名称及び代表者の氏名)		

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
 2 記載事項が多いため、この様式によることができないうときは、適宜用紙(大きさは、日本工業規格A列4とする。)の枚数を増加し、この様式に準じた届出書を作成すること。
 3 届出書の記入については、2面によること。

障害福祉サービス事業等開始・変更届出書記入要領

(2面)

- 1 標題の届出名のうち、「開始」又は「変更」のいずれか該当する事項を○で囲むこと。
- 2 変更の届出をする際には、変更が生じる部分のみにつき記入して届け出ること。
- 3 複数のサービス等の種類の障害福祉サービス事業等を開始する際には、届出書はそれぞれの種類ごとに作成すること。
- 4 「開始・変更しようとする事業」欄のうち、「提供する便宜等の内容」欄には、事業者が当該事業により提供するサービス等の種類にその事業の内容を記入すること。
 なお、サービス等の種類に変更が生じるときは、新たな事業の開始として、別途届け出ること。
- 5 「経営者」欄には、当該事業を営む者が個人である場合にはその者の氏名及び住所を記入し、市町村、社会福祉法人その他の法人である場合にはその名称、代表者の氏名及び当該事業に係る主たる事務所の所在地を記入すること。
- 6 「基本約款」は、事業者の条例、定款その他基本約款を指すものであること。
- 7 「事業の運営の方針」欄には、当該事業を営むことでの理念、方針等を簡潔に記入すること。
- 8 「主な職員の氏名」欄の主な職員とは、当該事業所の管理者等を指すものであること。
- 9 「事業を行うおとす区域」欄には、市町村の委託を受けて行う場合には、事業を行うおとす区域のほか「委託先」として当該市町村の名称を併せて記入すること。
- 10 「事業の用に供する施設」欄には、障害福祉サービス事業(職業介助、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援(施設を必要とする障害福祉サービスを行うものに限る。))、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)、地域活動支援センターを営む事業又は福祉ホームを営む事業を行うおとす場合に記入すること。
- 11 届出の法令上の根拠を示す欄では、1又は2のうち該当する番号を○で囲むこと。
- 12 開始の届出をする際には、この届出書に障害者自立支援法施行規則第66条第2項に掲げる書類を添付すること。

別記様式第二十一号(画)中「障害福祉サービス事業 廃止 又は 休止」
 「障害福祉サービス事業等 廃止 又は 休止」
 「現に便宜を受け又は入所」
 「現に便宜を受け又は入所」
 「障害福祉サービス事業等 廃止 又は 休止」
 「障害福祉サービス事業等 廃止 又は 休止」

に改め、同様式(2)面を次のように改める。

障害福祉サービス事業等廃止・休止届出書記入要領

(2面)

- 1 標題の届出名のうち、廃止・休止いずれか該当する事項に○をすること。
- 2 複数の種類の障害福祉サービス事業等を廃止又は休止する際には、届出書はそれぞれの種類ごとに作成すること。

り準用する場合を含む。)

- (三) 第二十四条の六第一項の規定による高額障害児施設給付費の支給
- (四) 第二十四条の七第一項の規定による特定入所障害児食費等給付費の支給
- (五) 第二十四条の二十第一項の規定による障害児施設医療費の支給
- (六) 第二十四条の二十四第一項の規定による費用の支払
- (七) 第二十四条の二十一の規定による診療内容及び障害児施設医療費の請求の審査並びに障害児施設医療費の額の決定

別表第三福祉保健部の部社会福祉局の款障害者支援室の項室長専決事項の欄第四号を削り、同表第三農林水産部の部総務管理局の款団体検査室の項局長専決事項の欄第一号中(二)を(四)とし、(一)を(三)とし、(三)の前に次のように加える。

- (一) 第十条第二十項の規定による資金の貸付け及び手形の割引の員外利用割合の限度の特例を受ける組合の指定

(二) 第五十条の二第三項の規定による信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可
別表第三農林水産部の部総務管理局の款団体検査室の項局長専決事項の欄第一号に次のように加える。

- (五) 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年大蔵省・農林水産省令第一号)第五十九条の規定による特定農業協同組合の承認

別表第三農林水産部の部総務管理局の款団体検査室の項局長専決事項の欄第二号(一)中「第三十九条第四項」を「第二十九条第四項」に改め、同号(二)を次のように改める。

- (二) 第三十条第三項の規定による模範共済規程例の設定
- 別表第三農林水産部の部総務管理局の款団体検査室の項局長専決事項の欄第二号(三)を削り、同項室長専決事項の欄第一号(二)中「承認(政令で定めるやむを得ない理由がある場合のものを除く。)」を「同一人に対する信用供与等限度額の超過の承認」に改め、同号(十)を同号(三)とし、同号(九)を同号(三)とし、同号(三)の前に次のように加える。

- (六) 第四条第三項の規定による一時代理事の職務を行うべき者の選任
- 別表第三農林水産部の部総務管理局の款団体検査室の項室長専決事項の欄第二号(八)中「仮理事の選任及び」を「一時代理事若しくは監事の職務を行うべき者の選任、又は役員を選挙し、若しくは選任するための」に改め、同号(八)を同号(十)とし、同号(十)の前に次のように加える。

- (九) 第十一条の四十六第二項ただし書の規定による特定事業会社の基準議決権数を超える議決権の取得又は保有の承認

別表第三農林水産部の部総務管理局の款団体検査室の項室長専決事項の欄第一号(七)を同号(八)とし、同号(六)を同号(七)とし、同号(五)中「」の下に「信託法(大正十一年法律第六十号)に関する」を加え、同号(五)を同号(六)とし、同号(四)を同号(五)とし、同号(三)を同号(四)とし、

同号(二)の次に次のように加える。

- (三) 第十一条の五ただし書の規定による組合と特定関係者等との間で同条第一号又は第一号に規定する取引又は行為を行うことの承認

別表第三農林水産部の部総務管理局の款団体検査室の項室長専決事項の欄第三号(一)中「第七号第四項」の下に、「第二百二十条の七第五項、第二百二十条の十五第六項及び第二百二十条の二十三第三項」を加え、「危険段階別共済掛金率」を「農作物危険段階基準共済掛金率、収穫危険段階基準共済掛金率、畑作物危険段階基準共済掛金率及び園芸施設危険段階基準共済掛金率」に改め、同号(二)を次のように改める。

- (二) 第一百五十四条第四項の規定による危険段階共済掛金標準率の認可

別表第三農林水産部の部総務管理局の款団体検査室の項室長専決事項の欄第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同表都市部の部都市事務局の款都市整備室の項部長専決事項の欄第一号中「第八号第一項」を「第八号第一項本文」に改め、同項局長専決事項の欄第二号中「第八号第一項」を「第八号第一項本文」に改め、同項室長専決事項の欄第二号(一)を削り、同号(二)中「第十一条」の下に「(第十二条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同号(二)を同号(一)とし、同号に次のように加える。

- (二) 第十二条第一項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可

別表第三都市部の部都市事務局の款建築指導室の項部長専決事項の欄第三号中「第八号第一項」を「第八号第一項本文」に、「で」を「に限る。」に改め、同項局長専決事項の欄第四号中「第八号第一項」を「第八号第一項本文」に、「で」を「に限る。」に改め、同項室長専決事項の欄第二号(一)を削り、同号(二)中「第十一条」の下に「(第十二条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同号(二)を同号(一)とし、同号に次のように加える。

- (二) 第十二条第一項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可
- 別表第五地域事務所長の項第五号(一)中「居宅介護」の下に「重度訪問介護」を、「短期入所」の下に「重度障害者等包括支援、共同生活介護」を加え、「並びに附則第八号第一項に掲げる外出介護及び障害者デイサービス」を削り、「から(十)」を「(四)から(六)まで、(八)から(三)」に改め、同号(四)を次のように改める。

(四) 第五十条第四項において準用する同条第一項の規定による指定相談支援事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止

別表第五地域事務所長の項第五号中(七)から(三)までを削り、(十)を(七)とし、(九)を(三)とし、(八)を(七)とし、同号(七)中「指定障害福祉サービス事業者に限る。(八)」を「指定障害者支援施設及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設の設置者に係るものを除く。(七)」に改め、同号(七)を同号(十)とし、同号(十)の前に次のように加える。

- (九) 第四十九条第三項の規定による指定相談支援事業者に対する勧告

別表第五地域事務所長の項第五号(六)を同号(八)とし、同号(八)の前に次のように加える。

- (七) 第四十八条第四項において準用する同条第一項の規定による指定相談支援事業者に対する報告等の命令、出頭の要求並びに質問及び立入検査
- 別表第五地域事務所長の項第五号(五)を同号(六)とし、同号(四)中「指定障害福祉サービス事業者」の下に「及び指定相談支援事業者」を加え、同号(四)を同号(五)とし、同号(三)中「指定障害福祉サービス事業者」の下に「及び指定相談支援事業者」を加え、同号(三)を同号(四)とし、同号(二)の次に次のように加える。
- (三) 第四十条において準用する第三十六条第一項の規定による第三十二条第一項の指定相談支援事業者の指定
- 別表第五地域事務所長の項第五号に次のように加える。
- (五) 第五十条第四項において準用する同条第二項の規定による指定相談支援事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止に該当する旨の通知の受付
- 別表第五地域事務所長の項第二十八号中「第五号(七)、(九)及び(三)」を「第五号(十)、(三)及び(四)」に改め、同表第五総合精神保健福祉センター所長の項第三号中「限る」の下に「。次号において同じ」を加え、同項第四号中「前号」を「第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 四 障害者自立支援法施行令に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第三十二条第一項の規定による自立支援医療費の支給に係る申請内容の変更の届出の受付
- (二) 第三十三条第一項の規定による自立支援医療費の受給者証の再交付
- 附 則
- この訓令は、平成十八年十月一日から施行する。